

## 中井町まちづくり活動支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地域の活性化を図り協働のまちづくりを推進するため、地域の課題や社会問題等の解決に取り組む組織団体に対して、中井町まちづくり活動支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象事業)

第2条 補助対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、次の条件のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 中井町に在住、在勤、在学している者を対象とした事業、又は、移住、定住、交流を推進する事業であること。
- (2) 地域の課題や社会問題等の解決に取り組む事業であること。
- (3) 不特定、かつ、多数の者の利益の増進に寄与する事業であること。
- (4) 中井町内で実施する事業であること。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事業は、対象事業としない。

- (1) 営利を目的とする事業。
- (2) 宗教又は政治の普及を目的とする事業。
- (3) 特定の公職者や政党の支持、又は反対を目的とする活動。
- (4) 国・地方公共団体等からの他の制度による補助を現に受けている又は受ける予定のある事業

### (補助対象団体)

第3条 対象事業の実施団体は、次の条件のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 中井町内が主たる活動場所であること。
- (2) 中井町民（在勤を含む）が3人以上構成員となっていること。
- (3) 社会貢献活動を行う団体であると町長が認めるもの。

### (補助金額)

第4条 補助金の対象コースは、自立支援コース、活動支援コース、発展支援コース及び自治会支援コースとする。

2 前項の対象コースの補助対象条件及び補助金額等は、別表1のとおりとする。

3 補助金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切捨てるものとする。

(対象経費)

第5条 補助対象となる経費は、対象事業を実施するために直接必要と認められる経費で、領収書のないものや用途が不明なもの、団体等の経常的な運営費等、交付の対象としてふさわしくないと認められる経費は対象とならない。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、毎年別に定める期間内に中井町まちづくり活動支援補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書式を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 団体概要書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書（第2号様式）
- (4) その他町長が審査において必要と認めたもの

(交付決定)

第7条 町長は、前条の申請があったときは、当該書類等について審査を行い、補助金の適否及び交付の決定を行う。

- 2 発展支援コースの審査に当たっては、町長が別に定めるまちづくり審査会が書類並びに公開プレゼンテーションによる審査を行い、町長はその報告を参考にして交付の決定を行うものとする。
- 3 町長は、補助金の適否及び交付の決定をしたときは、中井町まちづくり活動支援補助事業交付（不交付）決定通知書（第3号様式）を申請団体に通知するものとする。
- 4 町長は、適正な交付を行うために必要があるときは、補助金の交付申請に係る事項に修正または条件を加えて交付の決定をすることができる。

(実績報告)

第8条 補助金の決定を受けた申請団体は、指定された期日又は対象事業完了後30日以内のいずれか早いうちに、中井町まちづくり活動支援補助金交付事業完了届兼実績報告書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（第5号様式）
  - (2) 領収書等の写し
  - (3) 事業のチラシ、パンフレット、写真等の参考資料
  - (4) その他町長が必要と認めたもの
- 2 発展支援コースの決定を受けた申請団体は、町長が別に定める期日及び場

所において開催する活動報告会において、事業報告をしなければならない。  
(補助金の額の確定)

第9条 町長は、前条の報告があったときは、当該書類等について審査を行い、交付すべき補助金の額を確定し、中井町まちづくり活動支援補助金交付額決定通知書(第6号様式)を申請団体に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 申請団体は、前条の補助金交付額決定通知書の通知があったときは、補助金の交付請求は、中井町まちづくり活動支援補助金交付請求書(第7号様式)を町長に提出しなければならない。

2 申請団体が、第11条の規定にある、概算払いをしようとするは、中井町まちづくり活動支援補助金概算払請求書(第8号様式)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 補助金の交付については、精算払いとする。ただし、町長は事業の円滑な遂行をはかるため、必要と認めたときは、第7条の規定による補助金交付決定額の3分の2の範囲内として概算払いにより交付することができる。

(書類の整備・保存)

第12条 補助金の交付を受けた申請団体は、補助金に係る経理を明確にし、関係書類を補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から5年間、整理して保存しておかなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月21日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

コースの種類・目的	条件	補助金額等
<p>自立支援コース 対象団体の自立化を支援することを目的とする。</p>	<p>団体設立後 1 年未満の団体とする。</p>	<p>補助対象事業費の総額以内とし、5 万円を限度とする。 1 団体 1 回限りとする。</p>
<p>活動支援コース 対象団体の活動の育成・継続を支援することを目的とする。</p>	<p>団体設立後 1 年以上の団体とする。</p>	<p>補助対象事業費の 3 分の 2 以内とし、10 万円を限度とする。 1 活動につき 3 回までとする。 ただし、同一の活動について、他のコースの補助を受けている場合、その回数を加えた回数により判定する。</p>
<p>発展支援コース 対象団体の活動の発展を支援することを目的とする。</p>	<p>団体設立後 1 年以上の団体とする。</p>	<p>補助対象事業費の 3 分の 2 以内とし、30 万円を限度とする。 1 活動につき 3 回までとする。 ただし、同一の活動について、他のコースの補助を受けている場合、その回数を加えた回数により判定する。</p>
<p>自治会支援コース 自治会活動の継続・発展を支援することを目的とする。</p>	<p>自治会を対象とする。</p>	<p>補助対象事業費の 2 分の 1 以内とし、5 万円を限度とする。 1 活動につき 1 回限りとする。 従来より実施されている活動は対象外とする。</p>

第1号様式（第6条関係）

中井町まちづくり活動支援補助金交付申請書

年 月 日

中井町長 殿

所在地  
 申請者 名称  
 代表者職氏名  
 電話番号

次の事業を行うにあたり、中井町まちづくり活動支援補助金交付要綱第6条の規定に基づき、補助金の交付を申請します。

事業名	
実施場所	
事業費	円
補助金申請額	円
計画概要	(事業目的)
	(事業内容)
申請コース	<input type="checkbox"/> 自立支援コース <input type="checkbox"/> 活動支援コース <input type="checkbox"/> 発展支援コース <input type="checkbox"/> 自治会支援コース
事業開始予定年月日	年 月 日
事業終了予定年月日	年 月 日
添付書類	<input type="checkbox"/> 団体概要書 <input type="checkbox"/> 事業計画書 <input type="checkbox"/> 収支予算書 <input type="checkbox"/> その他資料 (                      )

## 団 体 概 要 書

(フリガナ)				
団 体 の 名 称				
代 表 者 名				
所 在 地				
設 立 月 日	年	月		
会 員 の 状 況	会員数	人	(内中井町民 人)	
団 体 の 目 的				
活 動 内 容 ・ 活 動 実 績				
担 当 者 連 絡 先	氏 名		役 職	
	住 所			
	電 話		F A X	
	Eメール			

事業計画書

事業名	
申請コース	<input type="checkbox"/> 自立支援コース <input type="checkbox"/> 活動支援コース <input type="checkbox"/> 発展支援コース <input type="checkbox"/> 自治会支援コース
事業目的	
事業内容	(事業の内容)  (実施日程)  (実施場所)  (実施体制)
事業効果	(公共性・公益性)  (事業の実現性)  (期待する効果)  (発展継続性)  (その他)

第2号様式（第6条関係）

収支予算書

（収入の部）

（単位：円）

区分	予算額	摘要（積算根拠等）
合計		

（支出の部）

（単位：円）

区分	予算額	摘要（積算根拠等）
合計		



年 月 日

様

中井町長 印

中井町まちづくり活動支援補助事業交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度中井町まちづくり活動支援補助事業については、次のとおり決定したので通知します。

- 1 事業名 (対象コース: )
- 2 補助金交付予定額 円
- 3 交付の条件  
又は不交付の理由

第4号様式（第8条関係）

中井町まちづくり活動支援補助金交付事業完了届兼実績報告書

年 月 日

中井町長 殿

所在地  
申請者 名称  
代表者職氏名  
電話番号

年 月 日付けで交付決定を受けた中井町まちづくり活動支援補助金交付事業について、事業が終了しましたので次のとおり報告します。

事業名	
実施場所	
事業費	円
補助金額	円
申請コース	<input type="checkbox"/> 自立支援コース <input type="checkbox"/> 活動支援コース <input type="checkbox"/> 発展支援コース <input type="checkbox"/> 自治会支援コース
事業開始年月日	年 月 日
事業終了年月日	年 月 日
添付書類	<input type="checkbox"/> 収支決算書 <input type="checkbox"/> 活動状況の写真、資料等 <input type="checkbox"/> 領収書等の写し <input type="checkbox"/> その他（                      ）

第5号様式（第8条関係）

収支決算書

（収入の部）

（単位：円）

区分	予算額①	決算額②	差額（② - ①）	摘要
合計				

（支出の部）

（単位：円）

区分	予算額①	決算額②	差額（② - ①）	摘要
合計				

年 月 日

様

中井町長

印

中井町まちづくり活動支援補助金交付額決定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった 年度中井町まちづくり活動支援補助金については、次のとおり交付額を決定したので通知します。

1 補助金交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

2 補助条件

第7号様式（第10条関係）

中井町まちづくり活動支援補助金交付請求書

年 月 日

中井町長 殿

所在地  
 申請者 名称  
 代表者職氏名 ⑩  
 電話番号

中井町まちづくり活動支援補助金の交付を受けたいので次のとおり請求します。

- 1 交付決定額 \_\_\_\_\_ 円 ①  
 2 既交付額 \_\_\_\_\_ 円 ②  
 3 今回請求額（① - ②） \_\_\_\_\_ 円 ③

※概算請求をしている団体は、「2.既交付額」欄に既に交付を受けている額を記入し、既交付額を差引いた額を「3.今回請求額」欄へ記入してください。それ以外の団体は「2.既交付額」欄に0円を記入してください。

補助金振込先

	銀行 金庫 農協	本店・支店 出張所 本所・支所	普通 当座
ふりがな			
名義人			
口座番号			

第 8 号様式（第 10 条関係）

中井町まちづくり活動支援補助金概算払請求書

年 月 日

中井町長 殿

所在地  
申請者 名称  
代表者職氏名 ⑩  
電話番号

中井町まちづくり活動支援補助金の交付を受けるにあたり、事業を円滑に進行するために、中井町まちづくり活動支援補助金交付要綱第 11 条の規定により次のとおり概算請求します。

1 交付申請額 \_\_\_\_\_ 円  
2 交付決定年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
3 概算請求額 \_\_\_\_\_ 円

【添付書類】

概算払が必要であることが分かる書類

補助金振込先

	銀行 金庫 農協	本店・支店 出張所 本所・支所	普通 当座
ふりがな			
名義人			
口座番号			